

育成就労制度運用要領の一部改正について

令和8年4月6日

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づく育成就労制度の運用に必要な事項を定めた育成就労制度運用要領について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

赤字が改正部分

通し番号	該当ページ	改正箇所	改正	現行
本文（第4章）				
1	4-13	第1節第5題名	第5 育成就労計画の認定申請の手数料（法第8条第6項）	第5 育成就労計画の認定手数料（法第8条第6項）
2	4-13, 14	第1節第5本文	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育成就労実施者は、育成就労計画の認定申請の手数料として、<u>育成就労計画1件につき6,100円</u>を機構に対し納付しなければなりません。 ○ 複数の法人が育成就労を共同で行わせる場合は、いずれかの法人が手数料を納付します。 また、労働者派遣等の形態による育成就労の場合は、派遣元事業主等が手数料を納付します（規則第9条）。 ○ 手数料の支払い方法については、口座振り込みによる支払いとなります（規則第91条）。 ○ 手数料の額や口座振込みの方法等については、別途、 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育成就労実施者は、育成就労計画の認定手数料として、主務省令で定める額の手数料を機構に対し納付しなければなりません。 ○ 複数の法人が育成就労を共同で行わせる場合は、いずれか<u>一方</u>の法人が手数料を納付します。 また、労働者派遣等の形態による育成就労の場合は、派遣元事業主等が手数料を納付します（規則第9条）。 ○ 手数料の支払い方法については、口座振り込みによる支払いとなります（規則第91条）。

			<p>機構のホームページでもお知らせしておりますので、参照してください。</p>	<p>○ <u>具体的な</u>手数料の額や口座振込みの方法等については、別途、機構のホームページ等でお知らせしておりますので、参照してください。</p>
3	4-58, 59	<p>第2節第6 (1) 本文</p>	<p>① 育成就労責任者、育成就労指導員及び生活相談員の選任に関する共通事項 〈該当してはならないもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 欠格事由（法第10条第1号から第10号）に該当する者（拘禁刑（※）以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過していない者、過去5年以内に育成就労法その他出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者など） <p>※ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含みます。以下同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未成年者（認定時において18歳未満の者） <p>〈該当しなければならないもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 育成就労実施者又はその常勤の役員若しくは職員である者 過去3年以内に、選任する役職に対応する各講習（主務大臣が告示で定める講習）を修了した者（養成講習については第8章参照） <p>② （略）</p> <p>③ 育成就労指導員の選任に関する事項</p> <p>○ <u>育成就労指導員は、育成就労を行わせる事業所に所属している者のうち、</u>従事させる業務において要する技能について、育成就労計画の認定申請の時点で5年以上の経験を有している者を選任する必要があります。これは</p>	<p>① 育成就労責任者、育成就労指導員及び生活相談員の選任に関する共通事項 〈該当してはならないもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 欠格事由（法第10条第1号から第10号）に該当する者（拘禁刑（※）以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過していない者、過去5年以内に育成就労法その他出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者など） <p>※ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含みます。以下同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未成年者（認定時において18歳未満の者） <p>〈該当しなければならないもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 育成就労実施者又はその常勤の役員若しくは職員である者 <u>育成就労を行わせる事業所に所属している者</u> 過去3年以内に、選任する役職に対応する各講習（主務大臣が告示で定める講習）を修了した者（養成講習については第8章参照） <p>② （略）</p> <p>③ 育成就労指導員の選任に関する事項</p> <p>○ 従事させる業務において要する技能について、育成就労計画の認定申請の時点で5年以上の経験を有している者を選任する必要があります。これは育成就労を</p>

			<p>育成就労を充実させ、育成就労外国人に対して十分な指導ができるようにするために設けられているものです。 (略)</p> <p>④ 生活相談員の選任に関する事項</p> <p>○ 生活相談員は、<u>育成就労を行わせる事業所に所属している者から選任し</u>、育成就労外国人の生活面に関する相談対応を行います。育成就労外国人の送出国では違法行為とはならないが、我が国では犯罪等になり得る事項、犯罪行為にはならずともモラルやマナーの観点から我が国での生活において留意すべき事項について助言を行うなどして、様々な問題の発生を未然に防止することが求められます。</p>	<p>充実させ、育成就労外国人に対して十分な指導ができるようにするために設けられているものです。 (略)</p> <p>④ 生活相談員の選任に関する事項</p> <p>○ 生活相談員は、育成就労外国人の生活面に関する相談対応を行います。育成就労外国人の送出国では違法行為とはならないが、我が国では犯罪等になり得る事項、犯罪行為にはならずともモラルやマナーの観点から我が国での生活において留意すべき事項について助言を行うなどして、様々な問題の発生を未然に防止することが求められます。</p>
4	4-183	第3節第2 (3)ウ 本文	<p>【留意事項】</p> <p>○ 育成就労制度では、育成就労外国人の本人意向の転籍に際して、転籍先となる育成就労実施者は、転籍元となる育成就労実施者が当該育成就労外国人を受け入れるに当たって支出した初期費用の一部を転籍<u>元</u>の育成就労実施者に対して補填することとしています。 そのため、転籍元となる育成就労実施者は、育成就労外国人を受け入れるに当たって要した費用の領収書等を保管する必要があることに留意してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 育成就労制度では、育成就労外国人の本人意向の転籍に際して、転籍先となる育成就労実施者は、転籍元となる育成就労実施者が当該育成就労外国人を受け入れるに当たって支出した初期費用の一部を転籍<u>先</u>の育成就労実施者に対して補填することとしています。 そのため、転籍元となる育成就労実施者は、育成就労外国人を受け入れるに当たって要した費用の領収書等を保管する必要があることに留意してください。</p>
本文 (第5章)				
5	5-9	第1節第6 題名	第6 監理支援機関の許可 <u>の申請に係る</u> 手数料 (法第23条第7項・第24条第5項)	第6 監理支援機関の許可手数料 (法第23条第7項・第24条第5項)
6	5-10	第1節第6 本文	○ 申請者は監理支援機関の許可 <u>の申請に係る</u> 手数料として、国に申請手数料を収入印紙により、機構に調査手数料を口座振込みにより、それぞれ納付しなければならないこととされています。 <u>許可の申請に係る手数料は以下のとおりです。</u>	○ 申請者は監理支援機関の許可手数料として、国に申請手数料を収入印紙により、機構に調査手数料を口座振込みにより、それぞれ納付しなければならないこととされています。

			<table border="1"> <tr> <td><u>納付先</u></td> <td><u>納付額</u></td> </tr> <tr> <td><u>国</u></td> <td><u>基本額 1件につき 10,600円</u></td> </tr> <tr> <td><u>(申請手数料)</u></td> <td><u>加算額 事業所が2以上の場合 4,400円×(事業所数-1)</u></td> </tr> <tr> <td><u>機構</u></td> <td><u>基本額 1件につき 81,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>(調査手数料)</u></td> <td><u>加算額 事業所が2以上の場合 57,600円×(事業所数-1)</u></td> </tr> </table> <p>○ <u>監理支援機関の許可に当たっては、許可1件につき登録免許税を15,000円納付することが必要となります(登録免許税法別表第1第63号)。</u></p> <p>○ <u>それぞれの手数料の具体的な納付方法等については、別途、機構のホームページ等でお知らせしますので、<u>こちらを</u>参照してください。</u></p>	<u>納付先</u>	<u>納付額</u>	<u>国</u>	<u>基本額 1件につき 10,600円</u>	<u>(申請手数料)</u>	<u>加算額 事業所が2以上の場合 4,400円×(事業所数-1)</u>	<u>機構</u>	<u>基本額 1件につき 81,000円</u>	<u>(調査手数料)</u>	<u>加算額 事業所が2以上の場合 57,600円×(事業所数-1)</u>	○ <u>申請手数料の額や収入印紙による納付方法、調査手数料の口座振込みによる納付方法、登録免許税の納付方法等については、別途、機構のホームページ等でお知らせしますので、参照してください。</u>
<u>納付先</u>	<u>納付額</u>													
<u>国</u>	<u>基本額 1件につき 10,600円</u>													
<u>(申請手数料)</u>	<u>加算額 事業所が2以上の場合 4,400円×(事業所数-1)</u>													
<u>機構</u>	<u>基本額 1件につき 81,000円</u>													
<u>(調査手数料)</u>	<u>加算額 事業所が2以上の場合 57,600円×(事業所数-1)</u>													
7	5-13	第2節第1 確認対象の書類	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理支援機関許可申請書(省令様式第15号) ・ 監理支援事業計画書(省令様式第16号) ・ 登記事項証明書 ・ 定款又は寄附行為の写し <p><u>※ 育成就労外国人の受入れは、監理支援機関の事業として行うものであるため、定款・寄附行為等では育成就労外国人の受入れを事業として行う旨を明確にしておく必要があります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理支援機関の業務の運営に関する規程の写し ・ <u>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第22条第1項により行政庁に提出することとなっている事業報告書及び事業計画書</u> <u>* 法人類型が公益財団法人又は公益社団法人の場合</u> 	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理支援機関許可申請書(省令様式第15号) ・ 監理支援事業計画書(省令様式第16号) ・ 登記事項証明書 ・ 定款又は寄附行為の写し ・ 監理支援機関の業務の運営に関する規程の写し ・ 当該法人形態により監理支援事業を行う理由書(様式自由) <p><u>* 列挙された法人類型(規則第44条第1号から第8号まで)に該当しない場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該法人が監理支援事業を行おうとする具体的理由・背景等、過去3年以内に、当該法人が前記①又は②の業務を通年で、かつ継続的に行った実績があることを証明する客観的かつ具体的な資料</u> 										

			<p>(以下は、<u>列挙された法人類型（規則第44条第1号から第8号まで）に該当しない場合のみ提出を要する書類</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該法人が監理支援事業を行おうとする具体的理由・背景等を記載した理由書（様式自由）</u> ・ <u>過去3年以内に、当該法人が前記①又は②の業務を<u>通年で、かつ継続的に行った実績があることを証明する客観的かつ具体的な資料</u></u> ・ 他の機関との間に締結された監査契約書の写し ・ <u>前記①又は②の業務以外で当該法人が行っている事業の内容がわかる資料（様式自由）</u> ・ 当該法人形態により監理支援事業を行う理由書（様式自由） <p><u>* 前記②の場合であって、法人形態が一般社団法人又は一般財団法人の場合</u></p>	<p><u>* 列挙された法人類型（規則第44条第1号から第8号まで）に該当しない場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の機関との間に締結された監査契約書の写し <p><u>* 列挙された法人類型（規則第44条第1号から第8号まで）に該当しない場合</u></p>
8	5-17	第2節第2 (2) 確認対象の書類	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の概要書（参考様式第2-1号） ・ <u>監理支援事業の実務に従事する常勤・非常勤の役職員の業務体制（参考様式第2-10号）</u> <p><u>※ 様式内に記載されている「監査担当者」は育成就労実施者に対する定期監査又は臨時監査を行う者、「訪問指導担当者」は育成就労実施者に対する訪問指導を行う者、「相談担当者」とは育成就労外国人からの相談に対応する者を指します。</u></p>	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の概要書（参考様式第2-1号）
9	5-17	第2節第2 (3) 題名	<p>(3) <u>相談応需体制の整備・その他監理支援事業を適正に遂行することができる能力</u>に関するもの</p>	<p>(3) 相談応需体制の整備に関するもの</p>
10	5-18, 19	第2節第2 (3) 本文	<p>〈保護体制〉</p> <p>○ 育成就労外国人を保護するための体制として、緊急時においても育成就労外国人の保護等を迅速かつ確実に行えるよう、監理支援<u>事業を行う</u>事業所と育成就労実施場所の距離が、迅速に対応できる位置関係にあることが必要です。その目安として、監理支援機関の役職員が監理</p>	<p>〈保護体制〉</p> <p>○ 育成就労外国人を保護するための体制として、緊急時においても育成就労外国人の保護等を迅速かつ確実に行えるよう、監理支援<u>機関の</u>事業所と育成就労実施場所の距離が、迅速に対応できる位置関係にあることが必要です。その目安として、監理支援機関の役職員</p>

			<p>支援事業を行う事業所から育成就労実施者の事業所や育成就労外国人の居住地まで赴き、保護等の必要な対応を行った上で帰所するといった一連の対応が、通常の業務時間内で可能な位置関係にあることが求められます。</p> <p>ただし、離島（<u>離島振興法（昭和28年法律第72号）</u>、<u>奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）</u>、<u>小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）</u>）及び<u>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）</u>の対象かつ有人の離島（<u>沖縄本島を除く。</u>））に育成就労実施者の事業所が所在する場合など、交通上の事情等により、日帰りでの対応が不可能な場合には、例外的に、夜間・休日も対応可能な監理支援機関の緊急連絡先を育成就労外国人と共有した上で監理支援機関の役職員が到着するまでの間の一時的な避難先（宿泊施設等）を具体的に指定するなどの措置をとることも許容されます。その場合、緊急時に監理支援機関から宿泊施設に連絡すれば宿泊できることが担保されていることが必要です（これらの対応としては、緊急時に宿泊が可能な宿泊施設等を事前に複数選定し、緊急時に連絡する可能性がある旨を当該宿泊施設に伝達しておくことなどが考えられます。）。<u>なお、例外措置を取る場合であっても、迅速な対応を行える場所、例えば、当該離島が属する都道府県内やその都道府県に隣接する都道府県に事業所を設置していない場合、適切な保護体制を有していないと判断されることがあります。</u></p>	<p>が監理支援機関の事業所から育成就労実施者の事業所や育成就労外国人の居住地まで赴き、保護等の必要な対応を行った上で帰所するといった一連の対応が、通常の業務時間内で可能な位置関係にあることが求められます。</p> <p>ただし、<u>例えば</u>、離島に育成就労実施者の事業所が所在する場合など、交通上の事情等により、日帰りでの対応が不可能な場合には、例外的に、夜間・休日も対応可能な監理支援機関の緊急連絡先を育成就労外国人と共有した上で監理支援機関の役職員が到着するまでの間の一時的な避難先（宿泊施設等）を具体的に指定するなどの措置をとることも許容されます。その場合、緊急時に監理支援機関から宿泊施設に連絡すれば宿泊できることが担保されていることが必要です（これらの対応としては、緊急時に宿泊が可能な宿泊施設等を事前に複数選定し、緊急時に連絡する可能性がある旨を当該宿泊施設に伝達しておくことなどが考えられます。）。</p>
11	5-19	第2節第2 (3) 本文	<p>〈その他〉</p> <p><u>○ 監理支援機関には、外国の送出機関等とのコミュニケーション等を通じて適切な監理支援事業の遂行能力の確保が期待されることや、3年間の育成期間を通じて人材を育成する制度である育成就労制度においては、初期段階からの育成就労外国人の育成を行うための一連の監理支援事業を行う能力が求められることから、専ら転籍者</u></p>	(新設)

			<p><u>のみを対象に監理支援事業を行う者は、3年間を通じた一連の監理支援事業を行う能力を有しているとは言えず、監理支援事業を適正に遂行する能力を有しないものと判断される場合があります。</u></p> <p><u>このため、監理支援機関の許可申請や許可の有効期間更新時においては、取次ぎを受けることを予定している送出機関や取引上密接な関係を有する外国の公私の機関を具体的に示した上、監理支援事業の対象が専ら転籍者のみでないことを立証する必要があります。</u></p>	
12	5-19, 20	第2節第2 (3) 確認対象の書類	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理支援機関許可申請書（省令様式第15号） ・ 申請者の概要書（参考様式第2-1号） ・ <u>申請者の誓約書（参考様式第2-2号）</u> ・ <u>通訳人の確保が確認できる書類</u> <p>※ 通訳人の確保が確認できる書類として、下記の書類を提出してください。</p> <p>① 通訳人が申請者の職員（常勤又は非常勤）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>雇用契約書の写し</u> ・ <u>（日本国籍を持たない者の場合は）在留カードの両面の写し</u> <p>※ 特定在留カード及び特定特別永住者証明書の場合は表面のみ提出</p> <p>② 通訳業務を委託する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>申請者と通訳人との間で締結された通訳業務委託契約書の写し</u> ・ <u>（日本国籍を持たない個人に委託する場合は）在留カードの両面の写し</u> <p>※ 特定在留カード及び特定特別永住者証明書の場合は表面のみ提出</p> <p>※ 雇用契約書又は業務委託契約書には、通訳する言語を明記してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の会員・組合員等一覧表（参考様式第2-9号） 	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理支援機関許可申請書（省令様式第15号） ・ 申請者の概要書（参考様式第2-1号） ・ 申請者の会員・組合員等一覧表（参考様式第2-9号） ・ 事業所から育成就労実施場所までの移動時間が分かる書類（交通機関アプリケーションの検索結果の写しなど。ただし、監理支援機関の事業所と育成就労実施場所の距離が、業務時間内に日帰り往復することが明らかに可能な位置関係にある場合は提出不要） ・ 一時的な避難先の名称、住所、連絡先がわかるもの <p>* 例外的な措置をとる場合</p>

			号) <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>監理支援事業の実務に従事する常勤・非常勤の役職員の業務体制（参考様式第2-10号）</u> ・ 事業所から育成就労実施場所までの移動時間が分かる書類（交通機関アプリケーションの検索結果の写しなど。ただし、監理支援<u>事業を行う</u>事業所と育成就労実施場所の距離が、業務時間内に日帰りで行くことが明らかに可能な位置関係にある場合は提出不要） ・ 一時的な避難先の名称、住所、連絡先がわかるもの * 例外的な措置をとる場合 	
13	5-22	第2節第3 留意事項	○ 預金通帳の写し等の現金・預貯金の額を証する書類について <p>一定程度の財産的基礎を有することを確認するとともに、監理支援<u>事業を行う</u>事業所の貸借料や役職員の給料の支払い等、法人の事業に係る入出金が適正に行われているか確認できるものを提出することが求められます。</p>	○ 預金通帳の写し等の現金・預貯金の額を証する書類について <p>一定程度の財産的基礎を有することを確認するとともに、監理支援<u>機関</u>の事業所の貸借料や役職員の給料の支払い等、法人の事業に係る入出金が適正に行われているか確認できるものを提出することが求められます。</p>
14	5-23	第2節第4 本文	○ 具体的には、 <u>「監理支援機関及び監理型育成就労実施者等が労働条件等の明示、求人等に関する情報の的確な表示、監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針」（以下「指針」という。）</u> に基づき、個人情報適正管理規程を作成するとともに、規程に定められた措置を適切に実施しなければなりません。規程に最低限盛り込む事項を示した規程の例は、 <u>別紙4として示していますので、参考にしてください。</u>	○ 具体的には、 <u>法第43条に基づく指針</u> に基づき、個人情報適正管理規程を作成するとともに、規程に定められた措置を適切に実施しなければなりません。規程に最低限盛り込む事項を示した規程の例は、 <u>追って本要領においてお示しします。</u>
15	5-26	第2節第5 本文	〈外部監査人の要件等〉 ○ <u>外部監査人については、次の要件を申請時点から監理支援機関の許可を受けている間を通じて満たしていることが必要です。</u> (1) 育成就労実施者と密接な関係を有しないこと ○ 外部監査人は、育成就労実施者に対する監査が適切に	〈外部監査人の要件等〉 (1) 育成就労実施者と密接な関係を有しないこと ○ 外部監査人は、育成就労実施者に対する外部監査が適切に実施されるように、育成就労実施者と密接な関係にある者であってはならないため、規則第47条第1項各号に規定する者は外部監査人になれません。すな

			<p>実施されるように、育成就労実施者と密接な関係にある者であってはならないため、規則第47条第1項各号に規定する者は外部監査人になれません。すなわち、下記(2)の①～③に記載されている者のほか、規則第47条第1項第3号で規定する「社会生活において密接な関係を有する者であって、外部監査の公正が害されるおそれがあると認められるもの」は外部監査人になれません。</p>	<p>わち、下記(2)の①～③に記載されている者のほか、規則第47条第1項第3号で規定する「社会生活において密接な関係を有する者であって、外部監査の公正が害されるおそれがあると認められるもの」は外部監査人になれません。</p>
16	5-26, 27	第2節第5本文	<p>(2) 外部性を担保していること・欠格事由に該当しないこと</p> <p>○ 外部監査人は、その外部性を担保する観点から、次に掲げる者であってはならないこととされています。</p> <p>① 監理支援を行う育成就労実施者<u>若しくはその役職員又は過去5年以内にこれらの者であった者</u></p> <p>② 過去5年以内に監理支援を行った育成就労実施者<u>若しくはその役職員又は過去5年以内にこれらの者であった者</u></p> <p>③ ①・②の者の配偶者又は二親等以内の親族</p> <p>④ 監理支援機関の<u>役職員又は過去5年以内にこれらの者であった者</u></p> <p>⑤ 監理支援機関の構成員（ただし、監理支援機関が監理支援を行う育成就労において育成しようとする育成就労産業分野に属する技能を要する業務に係る事業を営む構成員に限る。）<u>若しくはその役職員又は過去5年以内にこれらの者であった者</u></p> <p>⑥ 監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者以外の育成就労実施者又はその役職員</p> <p>⑦ 他の監理支援機関又はその役職員</p> <p>⑧ 監理支援機関に取次ぎを行う外国の送出機関<u>若しくはその役職員又は過去5年以内にこれらの者であった者</u></p> <p>⑨ 法人であって監理支援機関の許可の欠格事由（法第</p>	<p>(2) 外部性を担保していること・欠格事由に該当しないこと</p> <p>○ 外部監査人は、その外部性を担保する観点から、次に掲げる者であってはならないこととされています。</p> <p>① 監理支援を行う育成就労実施者<u>又はその現役若しくは過去5年以内の役職員</u></p> <p>② 過去5年以内に監理支援を行った育成就労実施者<u>又はその現役若しくは過去5年以内の役職員</u></p> <p>③ ①・②の者の配偶者又は二親等以内の親族</p> <p>④ 監理支援機関の<u>現役又は過去5年以内の役職員</u></p> <p>⑤ 監理支援機関の構成員（ただし、監理支援機関が監理支援を行う育成就労において育成しようとする育成就労産業分野に属する技能を要する業務に係る事業を営む構成員に限る。）<u>又はその現役若しくは過去5年以内の役職員</u></p> <p>⑥ 監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者以外の育成就労実施者又はその役職員</p> <p>⑦ 他の監理支援機関又はその役職員</p> <p>⑧ 監理支援機関に取次ぎを行う外国の送出機関<u>又はその現役若しくは過去5年以内の役職員</u></p> <p>⑨ 法人であって監理支援機関の許可の欠格事由（法第26条）に該当する者又は役員に④から⑧に該当する者がいるもの、個人であって監理支援機関の許可に係る役員関係の欠格事由（法第26条第5号）</p>

			<p>26条)に該当する者又は役員に④から⑧に該当する者がいるもの、個人であって監理支援機関の許可に係る役員関係の欠格事由(法第26条第5号)に該当する者</p> <p>⑩ 上記のほか、監理支援機関又はその役職員若しくは監理支援機関の構成員と社会生活において密接な関係を有すること、過去に育成就労に関して不正等を行った者であることなど、外部監査の公正が害されるおそれがあると認められる者</p> <p>なお、技能実習制度において監理団体が実習実施者に対して行う定期監査などの監理事業の業務に携わっていない、当該監理団体の非常勤の外部役員(指定外部役員)は、辞任後から5年以内であっても上記④の役職員には該当しません。また、上記⑩の「社会生活において密接な関係」とは、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理支援機関から定期又は臨時に会費の支払いを受けている法人である場合 <p>などが考えられます。(監理支援機関と顧問契約を結んでいる弁護士等は、直ちに「社会生活において密接な関係」には該当しません。)</p> <p><u>また、監理支援機関の構成員(組合員、会員等。ただし、監理支援機関が監理支援を行う育成就労において育成しようとする育成就労産業分野に属する技能を要する業務に係る事業を営む構成員を除く。)若しくはその役職員については、外部監査の公正が害されるおそれがあるため、認められません。</u></p>	<p>に該当する者</p> <p>⑩ 上記のほか、監理支援機関又はその役職員若しくは監理支援機関の構成員と社会生活において密接な関係を有すること、過去に育成就労に関して不正等を行った者であることなど、外部監査の公正が害されるおそれがあると認められる者</p> <p>なお、技能実習制度において監理団体が実習実施者に対して行う定期監査などの監理事業の業務に携わっていない、当該監理団体の非常勤の外部役員(指定外部役員)は、辞任後から5年以内であっても上記④の役職員には該当しません。また、上記⑩の「社会生活において密接な関係」とは、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理支援機関から定期又は臨時に会費の支払いを受けている法人である場合 <p>などが考えられます。(監理支援機関と顧問契約を結んでいる弁護士等は、直ちに「社会生活において密接な関係」には該当しません。)</p>
17	5-27	第2節第5 本文	<p>(3) 監査を公正かつ適正に遂行することができる資格・能力があること</p> <p>○ 外部監査人は、弁護士、社会保険労務士、行政書士、その他育成就労の知見を有する者である必要があります(弁護士法人、社会保険労務士法人、行政書士法人も可)。</p>	<p>(3) 監査を公正かつ適正に遂行することができる資格・能力があること</p> <p>○ 外部監査人は、弁護士、社会保険労務士、行政書士の有資格者、その他育成就労の知見を有する者である必要があります(弁護士法人、社会保険労務士法人、行政書士法人も可)。</p>

18	5-28	第2節第5 本文	<p>○ 法人が外部監査人になる場合は、実際に<u>実地で監査を行い、当該監査を指揮</u>担当する者（<u>監査実施責任者</u>）が上記の外部監査人の講習を受講する必要があります。<u>法人が外部監査人になる場合には、法人の役職員の中から、複数の監査実施責任者を選任することも可能です。</u></p> <p>※ 経過措置として、育成就労法施行前に技能実習制度における監理責任者等講習を受講した者も外部監査人に選任することができます。（規則附則第4条）。</p>	<p>○ 法人が外部監査人になる場合は、実際に監査を担当する者が上記の外部監査人の講習を受講する必要があります。</p> <p>※ 経過措置として、育成就労法施行前に技能実習制度における監理責任者等講習を受講した者も外部監査人に選任することができます。（規則附則第4条）。</p>
19	5-29	第2節第5 確認対象の書類	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理支援機関許可申請書（省令様式第15号） ・ 外部監査人の就任承諾書及び誓約書並びに概要書（参考様式第2-5号） <p>※ 法人の場合、「④監査実施責任者の氏名」欄に外部監査人に対する講習を受講した者の氏名を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近2事業年度の講習実績が確認できる書類 * 外部監査人に係る講習実施機関として告示されている機関であって、外部監査人になろうとする場合。 ・ <u>出入国又は労働に関する法令について高度な知識・経験を有する者の実績（大学教授としての経歴、専攻分野、実績など）が確認できる書類（様式自由）</u> * <u>出入国又は労働に関する法令について高度な知識・経験を有する者が外部監査人になろうとする場合。</u> 	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理支援機関許可申請書（省令様式第15号） ・ 外部監査人の就任承諾書及び誓約書並びに概要書（参考様式第2-5号） <p>※ 法人の場合、「④監査実施責任者の氏名」欄に外部監査人に対する講習を受講した者の氏名を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近2事業年度の講習実績が確認できる書類 * 外部監査人に係る講習実施機関として告示されている機関であって、外部監査人になろうとする場合。
20	5-34	第2節第6 (3) 本文	<p>ただし、上記の構造を有しない場合でも、近隣の貸部屋の確保等により、他の監理型育成就労実施者等又は監理型育成就労外国人等と同室にならずに対面で相談や育成就労に関する職業紹介を行うことができるような措置を講じており、相談者のプライバシーを保護している場合は、この要件を満たしているものと認められます。</p>	<p>ただし、上記の構造を有しない場合でも、<u>予約制による相談応需</u>、近隣の貸部屋の確保等により、他の監理型育成就労実施者等又は監理型育成就労外国人等と同室にならずに対面で相談や育成就労に関する職業紹介を行うことができるような措置を講じており、相談者のプライバシーを保護している場合は、この要件を満たしているものと認められます。</p>
21	5-35	第2節第6	監理支援機関は、法の次の各条文の内容を含む業務の運	監理支援機関は、法の次の各条文の内容を含む業務の

		(4) 本文	営に関する規程を有し、これに従って適正に運営されることが求められます。最低限盛り込むべき事項を示した規程の例を別紙5として示していますので、参考にしてください。なお、この規程は、個人情報適正管理規程（第4参照）と一体のものとして差し支えありません。	運営に関する規程を有し、これに従って適正に運営されることが求められます。最低限盛り込むべき事項を示した規程の例は、追って本要領においてお示しします。なお、この規程は、個人情報適正管理規程（第4参照）と一体のものとして差し支えありません。
22	5-35, 36	第2節第6 (4) 本文	○ 以上で述べたもののほか、監理支援機関の役員や監理支援責任者としてふさわしくない者がある場合（例えば、役員や監理支援責任者が外国人である場合に在留資格で認められている活動の範囲を超えるときや、監理支援機関の中に法第26条第5号ハ又はニに該当する者がいた場合で、当該役員が代表理事である又は監理支援事業に係る意思決定に関与する若しくは監理支援事業に携わるとき（ただし、当該役員が代表理事でなく、かつ、監理支援事業に係る意思決定に関与しないこと及び監理支援事業に携わらないことが定款等で確認できる場合を除く。）など）は、監理支援事業を適正に遂行することができる能力を有するとは認められません。	○ 以上で述べたもののほか、監理支援機関の役員や監理支援責任者としてふさわしくない者がある場合などは、監理支援事業を適正に遂行することができる能力を有するとは認められません。
23	5-56	第4節第2 本文	○ 監理支援機関が行う育成就労職業紹介事業については、育成就労法第27条第2項により読み替えて適用する職業安定法第48条の規定に基づき、監理支援機関及び監理型育成就労実施者等が労働条件等の明示、求人等に関する情報の的確な表示、監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針（別紙3）において、具体的な留意点を定めています。	○ 監理支援機関が行う育成就労職業紹介事業については、今後、育成就労法第27条第2項により読み替えて適用する職業安定法第48条の規定に基づく指針において、具体的な留意点を示す予定です。
24	5-56, 57	第4節第2 留意事項	【留意事項】 ○ 監理団体が準備行為として行う育成就労に関する雇用関係の成立のあっせんについて 育成就労法の施行前においては、技能実習法上の監理団体が、準備行為として育成就労に関するものに係る雇用関係の成立のあっせんを行うことができます（整備政令第14条第1項）。準備行為として行う育成就労に関する	【留意事項】 ○ 監理団体が準備行為として行う育成就労に関する雇用関係の成立のあっせんについて 育成就労法の施行前において、技能実習法上の監理団体が準備行為として行う育成就労に関するものに係る雇用関係の成立のあっせんには当たっては、技能実習法第27条第2項から第4項までの規定が準用されるこ

			<p>るものに係る雇用関係の成立のあっせんに当たっては、技能実習法第 27 条第 2 項から第 4 項までの規定が準用されることに留意が必要です（整備政令第 14 条第 2 項）。<u>また、育成就労に係る雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿（参考様式第 4-9 号）を作成の上、備え置く必要があります。</u></p> <p>なお、既に当該監理団体において、技能実習法の規定により読み替えて適用する職業安定法の規定により取扱職種の範囲等が届け出られている場合は、新たに取扱職種の範囲等を定めなくても、既に届け出られているものと同じ取扱職種の範囲等が定められて、これが届け出られているものとみなされます（整備政令第 14 条第 3 項）。技能実習における職種・作業と育成就労における分野・業務区分の対応については、<u>別紙 7 として示していますので、参考にしてください。</u></p> <p>○ <u>監理団体が準備行為として行う育成就労に関する雇用関係の成立のあっせんに要する経費の徴収について</u> 技能実習法上の監理団体が準備行為として行う育成就労に関するものに係る雇用関係の成立のあっせんに要した経費については、<u>育成就労制度における監理支援費に係る規定を踏まえ、育成就労制度の施行前に徴収することが可能です（第 5 節参照）。</u> <u>この場合、経費を徴収するに当たっては、</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>監理型育成就労外国人になろうとする者に直接又は間接的に負担させないこと</u> ・ <u>監理型育成就労実施者になろうとする者へあらかじめ用途及び金額を明示すること</u> ・ <u>実費のみを徴収すること</u> <u>に留意する必要があります。</u> <u>また、監理団体が、育成就労実施者になろうとする者から当該経費を徴収した場合は、その収支を明らか</u></p>	<p>とに留意が必要です（整備政令第 14 条第 2 項）。</p> <p>なお、既に当該監理団体において、技能実習法の規定により読み替えて適用する職業安定法の規定により取扱職種の範囲等が届け出られている場合は、新たに取扱職種の範囲等を定めなくても、既に届け出られているものと同じ取扱職種の範囲等が定められて、これが届け出られているものとみなされます（整備政令第 14 条第 3 項）。技能実習における職種・作業と育成就労における分野・業務区分の対応については、<u>追って本要領においてお示しします。</u></p>
--	--	--	--	---

			<u>にするために監理支援費管理簿（参考様式第4-8号）を作成し、備え置かなければなりません。</u>	
25	5-62	第5節 本文	○ 監理支援機関は、育成就労実施者から監理支援費を徴収した場合は、その収支を明らかにするために監理支援費管理簿（参考様式第4-8号）を、監理支援事業を行う事業所ごとに作成し、それぞれの事務所に備え置かなければなりません。	○ 監理支援機関は、育成就労実施者から監理支援費を徴収した場合は、その収支を明らかにするために監理支援費管理簿（ <u>追って参考様式として示す予定</u> ）を監理支援事業を行う事業所ごとに作成し、それぞれの事務所に備え置かなければなりません。
26	5-64	第5節 留意事項	○ <u>育成就労法施行日前の準備行為に要した経費の徴収について</u> <u>育成就労制度の円滑な施行に向けて、準備行為として育成就労法の施行日前に育成就労計画の認定申請をすることができますが、これを可能とするために、技能実習法上の監理団体が、準備行為として育成就労に関するものに係る雇用関係の成立のあっせんを行うことを可能としています。育成就労計画の認定申請に要した経費を含むこれらの準備行為に要した経費については、育成就労制度における監理支援費に係る規定を踏まえ、育成就労制度の施行前に徴収することが可能です。</u> <u>経費を徴収するに当たっては、</u> ・ <u>監理型育成就労外国人になろうとする者に直接又は間接的に負担させないこと</u> ・ <u>監理型育成就労実施者になろうとする者へあらかじめ用途及び金額を明示すること</u> ・ <u>実費のみを徴収すること</u> <u>に留意する必要があります。</u> <u>この場合も監理団体が、育成就労実施者になろうとする者から当該経費を徴収した場合は、その収支を明らかにするために監理支援費管理簿（参考様式第4-8号）を作成し、備え置かなければなりません。</u>	(新設)
27	5-70	第8節 本文	○ 申請者は、許可の有効期間の更新の申請に係る手数料として、国に申請手数料を収入印紙により、機構に調査手数料を口座振込みにより、それぞれ納付しなければな	○ 申請者は、許可の有効期間の更新手数料として、国に申請手数料を収入印紙により、機構に調査手数料を口座振込みにより、それぞれ納付しなければならない

			<p>らないこととされています。<u>許可の有効期間の更新の申請に係る手数料は以下のとおりです。</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>納付先</u></td> <td><u>納付額</u></td> </tr> <tr> <td><u>国（申請手数料）</u></td> <td><u>4,400円×事業所数</u></td> </tr> <tr> <td><u>機構（調査手数料）</u></td> <td><u>57,600円×事業所数</u></td> </tr> </table>	<u>納付先</u>	<u>納付額</u>	<u>国（申請手数料）</u>	<u>4,400円×事業所数</u>	<u>機構（調査手数料）</u>	<u>57,600円×事業所数</u>	<p>こととされています。<u>手数料の金額は、施行日前申請の開始前に、主務省令で定められる予定</u>です。</p>
<u>納付先</u>	<u>納付額</u>									
<u>国（申請手数料）</u>	<u>4,400円×事業所数</u>									
<u>機構（調査手数料）</u>	<u>57,600円×事業所数</u>									
28	5-89	第15節 留意事項	<p>⑤ 育成就労外国人の相談対応</p> <table border="1"> <tr> <td>監理支援機関が自ら行うべき業務</td> <td> <p>監理支援機関の役職員が自ら育成就労外国人からの相談に応じる体制を整備すること</p> <p>※ 外部の者に<u>下記下欄に記載する通訳業務等を委託する場合でも</u>、監理支援機関の役職員が、その相談内容に応じて、育成就労実施者及び育成就労外国人への助言、指導その他の必要な対応を行う必要があります。</p> </td> </tr> </table>	監理支援機関が自ら行うべき業務	<p>監理支援機関の役職員が自ら育成就労外国人からの相談に応じる体制を整備すること</p> <p>※ 外部の者に<u>下記下欄に記載する通訳業務等を委託する場合でも</u>、監理支援機関の役職員が、その相談内容に応じて、育成就労実施者及び育成就労外国人への助言、指導その他の必要な対応を行う必要があります。</p>	<p>⑤ 育成就労外国人の相談対応</p> <table border="1"> <tr> <td>監理支援機関が自ら行うべき業務</td> <td> <p>監理支援機関の役職員が自ら育成就労外国人からの相談に応じる体制を整備すること</p> <p>※ <u>監理支援機関の役職員自身による相談応需体制に加え、外部の者に委託して体制を整備する場合においても、育成就労外国人が役職員との面談を希望したときは、役職員自身が応じる必要があります。</u></p> <p>※ <u>上記の場合において委託した外部の者に対して相談がされた場合には、</u>監理支援機関の役職員が、その相談内容に応じて、育成就労実施者及び育成就労外国人への助言、指導その他の必要な対応を行う必要があります。</p> </td> </tr> </table>	監理支援機関が自ら行うべき業務	<p>監理支援機関の役職員が自ら育成就労外国人からの相談に応じる体制を整備すること</p> <p>※ <u>監理支援機関の役職員自身による相談応需体制に加え、外部の者に委託して体制を整備する場合においても、育成就労外国人が役職員との面談を希望したときは、役職員自身が応じる必要があります。</u></p> <p>※ <u>上記の場合において委託した外部の者に対して相談がされた場合には、</u>監理支援機関の役職員が、その相談内容に応じて、育成就労実施者及び育成就労外国人への助言、指導その他の必要な対応を行う必要があります。</p>		
監理支援機関が自ら行うべき業務	<p>監理支援機関の役職員が自ら育成就労外国人からの相談に応じる体制を整備すること</p> <p>※ 外部の者に<u>下記下欄に記載する通訳業務等を委託する場合でも</u>、監理支援機関の役職員が、その相談内容に応じて、育成就労実施者及び育成就労外国人への助言、指導その他の必要な対応を行う必要があります。</p>									
監理支援機関が自ら行うべき業務	<p>監理支援機関の役職員が自ら育成就労外国人からの相談に応じる体制を整備すること</p> <p>※ <u>監理支援機関の役職員自身による相談応需体制に加え、外部の者に委託して体制を整備する場合においても、育成就労外国人が役職員との面談を希望したときは、役職員自身が応じる必要があります。</u></p> <p>※ <u>上記の場合において委託した外部の者に対して相談がされた場合には、</u>監理支援機関の役職員が、その相談内容に応じて、育成就労実施者及び育成就労外国人への助言、指導その他の必要な対応を行う必要があります。</p>									
29	5-106, 107	第16節第2 (8) 留意事項	<p>・ 「技能実習法に基づく技能実習制度において取扱職種に係る技能実習計画の作成指導経験を有する者」には、単に補助者として技能実習計画の作成を手伝ったり、助言したりしたにとどまる場合は含まれません。技能実習における職種・作業と育成就労における分野・業務区分の対応については、<u>別紙7として示していますので、参</u></p>	<p>・ 「技能実習法に基づく技能実習制度において取扱職種に係る技能実習計画の作成指導経験を有する者」には、単に補助者として技能実習計画の作成を手伝ったり、助言したりしたにとどまる場合は含まれません。技能実習における職種・作業と育成就労における分野・業務区分の対応については、<u>追って本要領におい</u></p>						

			<p><u>考にしてください。</u></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 取扱職種ごとに、監理支援機関の役職員の中から要件を満たす育成就労計画作成指導者が確保されていることを要しますが、監理支援<u>事業を行う</u>事業所ごとに専属の育成就労計画作成指導者が確保されていないわけではありません。 	<p><u>てお示しします。</u></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 取扱職種ごとに、監理支援機関の役職員の中から要件を満たす育成就労計画作成指導者が確保されていることを要しますが、監理支援<u>機関の</u>事業所ごとに専属の育成就労計画作成指導者が確保されていないわけではありません。
30	5-113	第16節第2 (14) 本文	<p>○ 監理支援機関の業務の運営に係る規程は、育成就労関係法令に反する事項が含まれていないことはもとより、監理支援機関及び育成就労実施者等が、労働条件等の明示、求人等に関する情報の的確な表示等の事項を遵守していることが分かる内容であることが必要です。</p> <p>監理支援機関の業務の運営に係る規程に最低限盛り込むべき事項を示した規程の例を別紙5として示していますので、<u>参考にしてください。</u></p> <p>その上で、監理支援機関は、当該規程に従って監理支援事業を行う必要があります。</p>	<p>○ 監理支援機関の業務の運営に係る規程は、育成就労関係法令に反する事項が含まれていないことはもとより、監理支援機関及び育成就労実施者等が、労働条件等の明示、求人等に関する情報の的確な表示等の事項を遵守していることが分かる内容であることが必要です。</p> <p>監理支援機関の業務の運営に係る規程に最低限盛り込むべき事項を示した規程の例は、<u>追って本要領においてお示しします。</u></p> <p>その上で、監理支援機関は、当該規程に従って監理支援事業を行う必要があります。</p>
31	5-118, 119	第17節 本文	<p>※ 監理支援責任者は、<u>申請時点から監理支援機関の許可を受けている間を通じて</u>①～③の条件をいずれも満たす必要がありますが、それ以外に特段の資格等の取得が求められるものではありません。</p>	<p>※ 監理支援責任者は、①～③の条件をいずれも満たす必要がありますが、それ以外に特段の資格等の取得が求められるものではありません。</p>
32	5-123	第18節 本文	<p>③ 監理支援費に係る管理簿</p> <ul style="list-style-type: none"> 監理支援費管理簿 (<u>参考様式第4-8号</u>) <p>(略)</p> <p>④ 育成就労に係る雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿 (<u>参考様式第4-9号</u>)</p> <p>(略)</p>	<p>③ 監理支援費に係る管理簿</p> <ul style="list-style-type: none"> 監理支援費管理簿 (<u>追って参考様式として示す予定</u>) <p>(略)</p> <p>④ 育成就労に係る雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿 (<u>追って参考様式として示す予定</u>)</p> <p>(略)</p>
33	5-129	第20節 本文	<p>○ 監理支援機関は、育成就労外国人の賃金、職歴、国籍又は地域等や育成就労実施者の情報など、個人情報に適</p>	<p>○ 監理支援機関は、育成就労外国人の賃金、職歴、国籍又は地域等や育成就労実施者の情報など、個人情報</p>

			<p>正に管理し、秘密を守るために必要な措置を講じておかなければならず、これは監理支援機関の許可基準にも規定されています（法第 25 条第 1 項第 4 号及び第 43 条第 2 項）。</p> <p>※ 具体的には、指針に基づき、個人情報適正管理規程を作成しなければなりません。規程に最低限盛り込むべき事項を示した規程の例を別紙 3 として示していますので、参考にしてください。</p>	<p>を適正に管理し、秘密を守るために必要な措置を講じておかなければならず、これは監理支援機関の許可基準にも規定されています（法第 25 条第 1 項第 4 号及び第 43 条第 2 項）。</p> <p>※ 具体的には、指針に基づき、個人情報適正管理規程を作成しなければなりません。規程に最低限盛り込むべき事項については、追って本要領においてお示しします。</p>
34	5-135	第 22 節 本文	<p>○ 優良な監理支援機関の認定については、制度施行後の一定期間の業務の実施状況等に基づき評価を行いますので、<u>施行日前</u>申請及び制度施行直後の申請受付は行いません。優良な監理支援機関の基準の詳細等については、追って本運用要領にてお知らせします。</p>	<p>○ 優良な監理支援機関の認定については、制度施行後の一定期間の業務の実施状況等に基づき評価を行いますので、<u>事前</u>申請及び制度施行直後の申請受付は行いません。優良な監理支援機関の基準の詳細等については、追って本運用要領にてお知らせします。</p>
参考様式				
35	—	参考様式 第 2-2 号	<p><input type="checkbox"/>19 <u>役職員の中に、他の監理支援機関の外部監査人を兼務している役職員はおりません。</u></p> <p><input type="checkbox"/>20 <u>専ら転籍者のみを対象として監理支援を行うことはありません。</u></p> <p><input type="checkbox"/>21 上記のほか、法第 39 条第 4 項の主務省令で定める基準に従って業務を実施するとともに、出入国又は労働に関する法令や育成就労に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、育成就労に関する法令に違反したときは、直ちに外国人育成就労機構に報告します。</p>	<p><input type="checkbox"/>19 上記のほか、法第 39 条第 4 項の主務省令で定める基準に従って業務を実施するとともに、出入国又は労働に関する法令や育成就労に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、育成就労に関する法令に違反したときは、直ちに外国人育成就労機構に報告します。</p>
36	—	参考様式 第 2-5 号 1 ④欄	④監査実施責任者の氏名 <u>(※)</u>	④監査実施責任者の氏名
37	—	参考様式 第 2-5 号	<u>※ 法人の場合で複数の監査実施責任者を選任する場合は、1 ④欄に「別紙のとおり」と記載し、監査実施責任</u>	(新設)

			<u>者の氏名及び役職名を記載した一覧（様式自由）及び当該監査実施責任者の講習に係る受講証を添付すること。</u>	
38	—	参考様式 第2-6号 ⑪欄	<ul style="list-style-type: none"> ・分野の名称 業務区分の名称 (年) <u>(各勤務先における経験年数内訳及び勤務先名称)</u> ・分野の名称 業務区分の名称 (年) <u>(各勤務先における経験年数内訳及び勤務先名称)</u> ・分野の名称 業務区分の名称 (年) <u>(各勤務先における経験年数内訳及び勤務先名称)</u> ・分野の名称 業務区分の名称 (年) <u>(各勤務先における経験年数内訳及び勤務先名称)</u> ・分野の名称 業務区分の名称 (年) <u>(各勤務先における経験年数内訳及び勤務先名称)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・分野の名称 業務区分の名称 (年) ・分野の名称 業務区分の名称 (年) ・分野の名称 業務区分の名称 (年) ・分野の名称 業務区分の名称 (年) ・分野の名称 業務区分の名称 (年)

上記のほか、

- ・ 本文第4章及び第5章、別紙1及び2において所要の改正
- ・ 別紙3～7の新規制定
- ・ 参考様式第2-10号、第2-11号、第3-1号、第4-8号、第4-9号の新規制定
を行っています。

以上